様式第十一（第８条関係）

認定新事業活動計画の内容の公表

１．認定をした年月日
令和５年２月１０日

２．認定新事業活動実施者名
ＳＷＡＬＬＯＷ合同会社

３．認定新事業活動計画の目標
ヘルメットを任意等とする特例措置を活用し、以下の目的の達成を目指す。

- 電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安心・安全に利用されるような運営方法や仕組についての検討を行う。
- 電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進。
- 将来の販売時における、ビジネスモデル検討を行う。
- 各地域での地域のレンタル事業・企業の福利厚生としてのモデルの検討を行う。
- 将来的に開発する機体のデータ取得のための検討を行う。

４．認定新事業活動計画の内容

（１）新事業活動に係る事業の内容

下記（２）に記載するエリアにおいて、一定期間、電動キックボードを利用する権利を付与し、利用者の走行データ等をバッテリー等がはいっているデッキ内に付随しているＧＰＳを介して収集する。本事業を通じて、電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安心・安全に利用されるような運営方法や仕組についての検討を行うとともに、電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進、各地域での地域のレンタル事業・企業の福利厚生としてのモデル、将来的に開発する機体のデータ取得のための検討を行う。

（２）新事業活動を行う場所の住所
福島県南相馬市

（３）規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容

新事業活動計画に従って実施する事業が、次の１）、２）、３）をいずれも満たし、かつ本事業で使用される電動キックボード（以下「小型電動車」という。）が次の一定の基準を満たしていること。

１）貸し渡される小型電動車の走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を適切に行う旨が記載されていること。

２）貸し渡される小型電動車に係る交通事故があった場合その他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会、経済産業省、国土交通省への報告その他の必要な措置が行われる旨が記載されていること。

３）当該新事業活動を実施する区域として記載された区域内に交通の著しく頻繁な道路がないこと。

（一定の基準の内容）

ア　車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

(ｱ)　長さ　140センチメートル

(ｲ)　幅　80センチメートル

(ｳ)　高さ　140センチメートル
イ　車体の構造は、次に掲げるものであること。
(ｱ)　原動機として、電動機を用いること。
(ｲ)　15キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。
(ｳ)　運転者席は、立席であること。

５．新事業活動の開始時期及び終了時期
令和３年７月～令和６年４月

福島県南相馬市実施エリア

青枠線内：実証エリア
紫線：普通自転車専用通行帯
　　福島県南相馬市原町区錦町２－１－１先から
　　南相馬市原町区東町３－41先までの原町川俣線
　　の両側

自転車道：なし
特例対象外区画：対象なし

国土地理院ウェブサイト
（https://maps.gsi.go.jp/#13/37.627851/140.952988/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1g1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1）をもとにSWALLOW合同会社作成

「2022/12/9 現在　今後変更の可能性あり」

普通自転車専用通行帯の拡大図

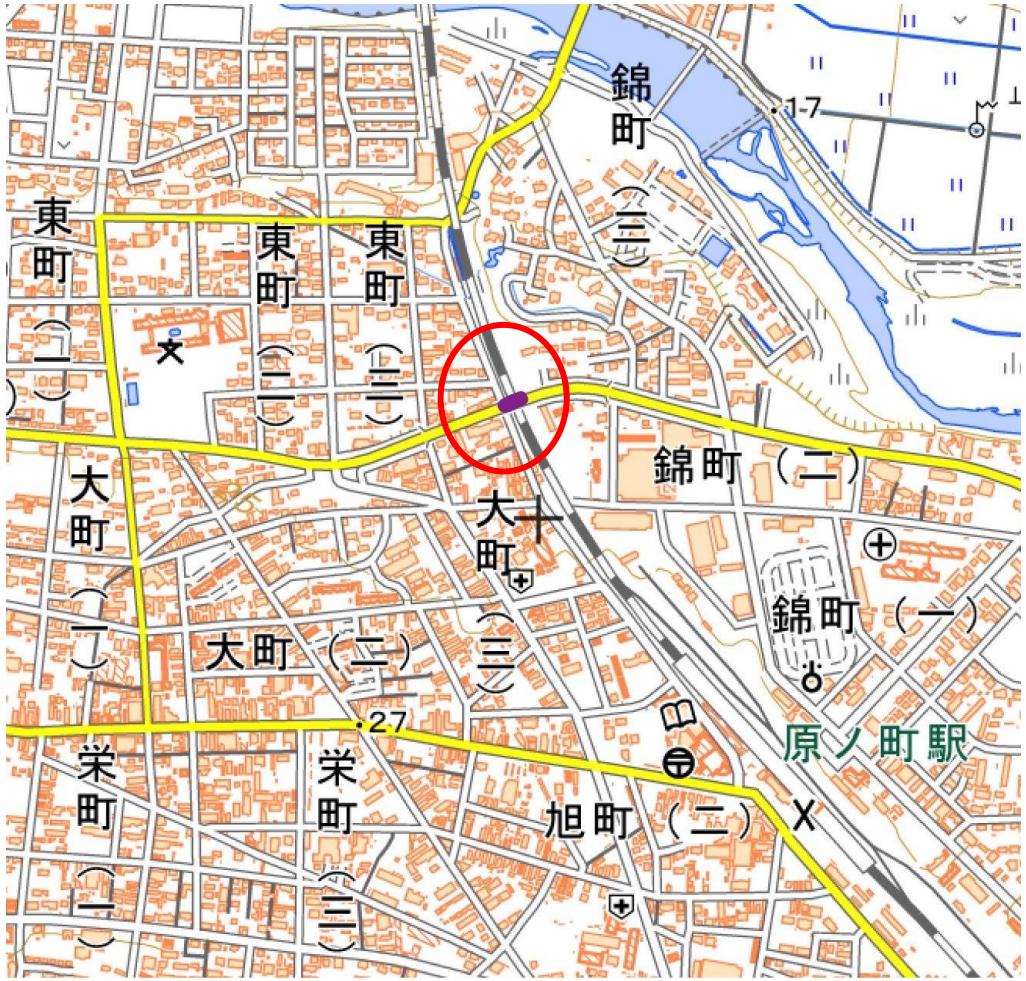

国土地理院ウェブサイト（https://maps.gsi.go.jp/#13/37.627851/140.952988/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1g1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1）をもとにSWALLOW合同会社作成

「2022/12/9 現在　今後変更の可能性あり」